

京都市告示第 12 号

地方税法第411条第1項の規定により固定資産課税台帳に登録すべき  
固定資産の価格等のすべてを登録しましたので、同条第2項の規定に  
より告示します。

平成18年4月3日

京都市右京区長 能 勢 和 正

(右京区役所区民部固定資産税課

及び右京区役所京北出張所税務担当)